

令和元年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
教育総務課	県立学校PCB廃棄物処理業務委託	県立学校のPCB廃棄物処理業務委託	令和元年8月26日 ~ 令和2年3月31日	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	51,595,852	高濃度PCB廃棄物は通常の産業廃棄物処理施設では処分できず、環境省策定のPCB廃棄物処理基本計画により、本県で保管している高濃度PCB廃棄物のうち、安定器・汚染物等については、当該事業所で処理することとされており、他に代替する施設はないため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(高野遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(高野遺跡)	令和元年7月1日 ~ 令和2年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	52,218,100	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では当該法人が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(蜂屋遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(蜂屋遺跡)	令和元年9月2日 ~ 令和2年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	14,539,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では当該法人が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(惣山・京ヶ山遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託(惣山・京ヶ山遺跡)	令和元年9月17日 ~ 令和2年3月19日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	32,537,160	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では当該法人が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ